

別紙 1

仕様書

カラーレーザー複合機の仕様については、次のとおりとする。

1 設置場所及び台数

第一投票所	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台
第二投票所	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台
第三投票所	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台
第四投票所	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台
ふく～る下関	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台
出納室	(下関市長府松小田本町 1 番 1 号)	1 台

2 機器の仕様等

別添仕様書のとおり

3 内容

- (1) 契約期間 契約締結日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで
- (2) 履行期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで (6 0 か月)
- (3) 契約金額 履行期間中 (6 0 か月) における本体及び付属品等の賃貸借料並びに保守点検料を含む総価契約とする。

(4) 賃貸借料金

賃貸借料の月額 (以下「月額賃貸借料」という。) は、契約金額の 6 0 分の 1 の額とする。ただし、当該額に 1 円未満の端数があるときはこれを減じ、当該減じた額は初月の支払額に合計して支払うものとする。

また、賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、保守の料金及び故障時の修理費用を含むものとする。

4 保守条件

- (1) 支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。また、点検、調整及び修理結果については、賃借人に結果報告を行うこと。
- (2) 賃借人の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

5 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において支出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。

6 その他

(1) 以下の特記事項を遵守すること。

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」

(2) 納入日は、賃借人が指定する平日とし、1日で全ての作業を完了させること。

(3) 書類の作成に際しては、消せるボールペンは使用しないこと。

(4) 検品については、納入時に納入場所にて下関市ポータルレース企業局ポータルレース事業課職員が行う。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。